

みのる法律事務所弁護士 千田 實

 $\pm 021-0853$

岩手県一関市字相去57番地5

TEL:0191-23-8960 FAX:0191-23-8950



田舎弁護士の駄弁句 (131)

元旦に 平和を願う 八十路かな



不正義だって 平和が一番

令和5(2023)年1月1日 グランルーム102号室 あおでらうきょのりて 青空浮世乃捨

八十路を迎えて、最初の元旦です。駄弁句を詠もうと机に向かったら、すぐにこの駄弁句が口から出ました。八十代はどう生きたらよいかと考え出したら、すぐに「世界中が平和であることと、まわりの人が幸せで楽しく生きられることを目指し、自分にできることを精一杯やるだけだ」といつも考えていることが浮かんできました。 机に向かって、ほんの数分で、この駄弁句と次の駄弁句ができました。もう句を詠むなどというものではありません。自分が今この瞬間の心にあることを指を折って5・7・5・7・7という字数に合わせただけです。

ですが、これはいつも、自分の心の中で、こう生きたいと思っているから出たもので、現在における自分の気持ちが出ています。

令和5 (2023)年1月1日、八十路に入って最初の元旦の心境は、この二句の駄弁句に言い尽くされています。安全保障について、昔から考えてきたことを平和な世界となるように役立てたいということと、老馬の知恵をまわりの人が幸せで楽しく人生を送れるように役立てられるように八十路を送りたいのです。

田舎弁護士の駅弁句 (132)

老馬の智 誰かのために 役立てる 思案あれこれ 正月休み



馬齢を重ねて八十路に入りました。無駄に年を取ったという気もします。ですが、経験から得た知恵が役立つこともありそうな気がすることもあります。 その知恵をまわりの人のために役立てるための方法はないだろうかと、満80歳となった令和4(2022)年5月20日の誕生日の頃から考え出し、年末に「老人生活支援ネットワーク」を立ち上げました。

令和4(2022)年12月号の事務所便りで、その立ち上げを知らせたところ、多くの方より「協賛する」というありがたいお申し入れがありました。 心底より嬉しくなりました。

さて、具体的にどのように老人生活支援ネットワークを運営するかということになりますが、思案中というのが本当のところです。よい方法を求めていろいろと考えています。それを楽しんでいるのが、今年の正月休みです。

悩んだり、困っている人から、一声掛けてもらえる受けいれ態勢を整えなければならないのですが、さしあたりは、みのる法律事務所内にできている態勢を利用しながら進め、状況を観察しながら改善するつもりです。

この事務所便りをお読み戴き、「協賛する」と言ってくれている方と相談し ながら進めて参ります。宜しくお願い申し上げます。

令和5(2023)年の社会的関心事





安全保障問題と老人生活問題は、八十路に入った身にとって、一番の関心事です。 勿論、我が体のこと、 「懐」のこと、妻や子や孫のこと、仕事上のパートナーのことなど、身のまわりのことも気になりますが、それはそれとして、令和 5(2023)年の元旦に今の日本の社会について、気になることを述べてみます。

今の日本の社会において気になるのは、安全保障問題と老人生活問題です。 安全保障問題は、岸田政権が安全保障を履き違え、意味を取り違えていながら、 それに気付かず、間違った方向に舵を取ろうとしています。極めて危うい状況で す。国民がその方向を是正しなければなりません。老人生活問題は、老人が悩み や困り事を持ちながら、気軽に相談できずに、最悪な結果となっている事例が多 く発生していることが気になります。国や地方の力も必要ですが、昔からあった 家族や隣人が助け合うという良き伝統を復活させることも不可欠です。

八十路に入った最初の元旦に、前記の駄弁句二句を詠みましたが、安全保障問題と老人生活問題に関しては、80歳記念本を書き終えた直後から、駄弁本を書き始めていました。老人生活問題については、老人生活支援ネットワークの立ち上げとして、事務所便り令和4(2022)年12月号といっしょにお送りしました。

今回は、安全保障問題に関する駄弁本を書いていますが、そのはじめのほんの一部分を、三陸新報さんに投稿し、掲載されましたので、それをそのまま後に転載しますが、それは『安全保障問題』という駄弁本の書き出し部分です。『安全保障問題』という駄弁本の原稿は、三陸印刷さんに入稿済みです。発行となりましたら、改めてお送りします。

令和5(2023)年の個人的関心事

ーコロナ問題と日常生活問題―



コロナ問題は、収束の見込みは立ちません。これから先も長く続くのではないかという気がします。いずれは風邪の一種と受け止められることになるのでしょう。そうであっても、「風邪は万病のもと」ですから、コロナウイルスにはかからないように気を付けなければなりません。特に80歳を超え、既往症を沢山抱え込んでいる身としては、コロナ対策には、万全を期さなければなりません。命を落とす原因となりかねません。万全なコロナ対策を取った上で、これからは、自分にとって大事な人とはできるだけ身近に接触し、いっしょに人生を楽しみ尽くさなければなりません。

コロナを警戒するあまり、これ以上大事な人との接触まで回避していたら、 人生の大事な部分が失われてしまいます。必要なことは、それほど深く接触し なくてもいい人との接触は回避するということです。ここのところは、十分に 注意したいところです。

戦後経済が復興し、生活が豊かになり、便利となってからの生活は贅沢になり、快楽に走りすぎていました。国も「GOTO イート」、「GOTO トラベル」、「GOTO イベント」などと、経済の活性化第一主義でした。人が集まり、騒ぐことが生き甲斐といわんばかりの生活になっていました。このような生き方を反省しなければならない時が来ていたのです。コロナ問題は、反省の機会を与えてくれたのです。

コロナ問題が一段落して、三密が問題視されなくなったとしても、以前の生活に戻るべきではありません。必要以上の会食も、旅行も、人の集まりも不要です。一人静かに人生を考え、生き方を考え、生まれてきた意味を思い、世の中を思い、他人を思い、静かで深い時間を過ごすという生き方を取り戻すべきです。『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『いなべんの哲学』は、馬鹿騒ぎや一時的快楽を求める生活を勧めるものではありません。自分もまわりの人も、この世に生まれてきて本当に良かった、と思えるような日常生活を送ってほしいのです。

安全保障に関する日本の理念と実践

安全保障に関する日本の理念は、日本国憲法の前文に次のように明示しています。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

その前文に続き、その理念を実践するために、憲法9条は次のように定めて います。

- 「① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権 の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決 する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。 国の交戦権は、これを認めない。 |

今さらという思いもありますが、安全保障に関する理念をはっきりと頭と心に焼き付けるために、敢えて明示しました。この前文と9条とを政治家も国民も忘れかけているような気がしてならないのです。ついでにはっきりさせて置きたいのは、憲法98条が「①この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。②日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」、99条が「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と明記していることです。

これらの憲法の規定は、日本の安全保障に対する理念です。これを詰めてしまえば、日本の安全保障の理念は、「戦争はしない」ということになります。そのために、憲法は「戦争の放棄」と「戦力の不保持」を明記し、さらに、これを守らなければならないことを憲法に二重にも三重にも強調しました。このことは、日本の安全保障問題を考える上では、見落としてはならない、何よりも大事なことです。今の政府や国会議員や国民は、このことを明確に意識しているのでしょうか。安全保障問題について考えてみることにし、令和4(20

2月29日に 『安全保障問題を考える-その意味-』と題する駄文 を三陸新報さんに投稿しました。そのまま転載します。

その意

味

千

2022(令和4)年12月29日(木)三陸新報

ように守るかは人間 と」という意味にな くないように守るこ とである。従って、 れないように守る 安全保障とは「危な ないということであ 安全とは、危なく 保障とは、侵さ 何を危なくない

かりと把握しておき 保」ということばの 全保障の意味をしっ 表す内容は何か。安 全保障」詰めて「安

り全体を見通して一 つにまとめると、 以上を総括、つま 安全保障問題を考える

問題は、人命と人権

くないように守る

点である。安全保障

題を考える上では基 えることになる。 ようにできるかを考 ここは安全保障問

刀を増強しなければ

充てる考えなども飛

違いしてはならない 絶対に勘 保障の議論は、

うとしている。 り方を大転換させよ

は、

人命と人権であ

り、この世において

価値を持つものであ

の安全保障制度の在

岸田政権は、

える。安全保障は、 いしているように思 人命と人権を危な

本であり、

議員の先生方の安全

最近の政府や国会

軍事費を増額しなけ 戦力増強のために、 ならない」とか、

などとなっている。 財源はどうするか ればならない」 か、「軍事費増額の 岸田首相は「11日

というように見え

り、戦争をしてやる いで済むかというよ をどうしたらやらな いる。これでは戦争 び出す状況に至って

権者である国民は、

政府や国会議員の先 国民主権国家の主

生方のこのような動

るため、防衛増税を でGDP比2%とす 報じられている。 るよう指示した」と 総生産) 比2%とす 28日、2027年度 2027年度時点 現在のGDP(国内 に防衛費関連予算を さらに岸田首相は りに過ぎない。政府 議員は、 きに対し、どのよう や国会議員の考え方 なく、主権者の代わ つうか。政府や国会 に思っているのであ 主権者では

投 稿

にとって最も大事な するのは戦争であ と人権を最も危なく る。従って、安全保 命と人権を危なくな たら戦争にならない 障問題とは、どうし つ意味になる。 安全保障とは、人 ように守る」とい 人命 どうすべきかという り、戦争に勝つには 問題ではない。まず ないためにはどうす しない、戦争をさせ てはならないことを を守るため、戦争を しの点に誤解があっ きかの問題であ

当の意味を忘れてい という安全保障の本 ると思えてならな 田 實

Ł らない」とか、「戦 刀を持たなければな には「敵基地攻撃能 議論の内容を見る 安全保障のため

> えを表明した。その 検討する」という考

有である国民の考え は考え方とし、

とするための税金を 具体策として、東日 本大震災の復興資金

法律事務所 しそ大事である。 (一関市、

老人生活支援ネットワーク -御礼とお願い-



老人生活支援ネットワーク立ち上げの考えに対し、多くの方から、態やお手紙、お電話、ファックス、メールなどでご賛同とご協力のご意向を頂戴しました。こんな嬉しく、心強いことはありません。何だか前に進めそうです。本当にありがとうございます。心底より御礼申し上げます。

お言葉に甘えさせて戴き、早速のお願いですが、老人生活支援ネットワークは、悩み事や困り事のある方の声に耳を傾け「そういう問題なら、こういう方がいるから、この方と相談して下さい」という橋渡しをしようというものです。

ご賛同、ご協力戴ける方には、老人生活支援ネットワークの存在を身のまわりの一人でも多くの人に知ってもらえるようにご尽力戴きたいのです。

悩み事や困り事がありそうだという方がいましたら、「老人生活支援ネットワークに一声掛けてみたら」と勧め、パンフレットを差し出して戴ければありがたいのです。まず、そこから始めて戴ければ幸甚です。

老人生活支援ネットワークは立ち上げましたが、いつまでに、これを成し遂 げなければならないという期限などはありません。これだけのメンバーを集め なければならないというものでもありません。悩み事や困り事のある方から声 を掛けてもらえれば、それに適切に対応するだけです。いつでも、誰に対して も、悩み事や困り事について声を掛けられたら、対応していきます。

まずは、こういうネットワーク(あみのように細かく張りめぐらせた連絡組織)のあみの一部になって戴き、老人生活支援ネットワークの存在を世の中に広めてほしいのです。さらには、その悩み事や困り事の相談に乗れると思ったときには、相談に乗ってやる役割をお引き受け戴きたいのです。おんぶにだっこというお願いとなりますが、宜しくお願いします。

老人生活支援ネットワークは、ご賛同とご協力下さる方のお力によってのみ 存続できる組織です。そのきっかけをつくろうと、先月号のみのる法律事務所 便りで立上げを宣言しましたところ、お読み下さっている多くの方よりご賛同 とご協力のご意向をお手紙、お電話、ファックス、メールなどで戴きました。 心の底から嬉しくなりました。まずはその御礼をと思い、この事務所便りを利 用して心底より御礼を申し上げる次第です。本当にありがとうございます。 老人生活支援ネットワークの今後の在り方については、もうしばらく世の中の反応を見て、その理念や組織はどのようにしたらよいかは、改めてご相談させて戴きたいと考えています。困っている方の声を聞いて、その人に適切なアドバイスのできる人を結び付けてやりたいというのが基本的な発想ですから、アドバイスのできる方を準備しなければならないのですが、さしあたっては、この事務所便りをお読み下さっている皆様にアドバイザーをお願いしなければなりません。

そういう格好で進めながら、相談に乗って下さる団体や個人をどんどん増やし、ネットワークを充実させていきたいと考えています。それがある程度進みましたら、理念や組織を整備したいと考えています。それまでは、この事務所便りを中継点として、進めて参ります。つまり、みのる法律事務所に声を掛けてもらい、みのる法律事務所でアドバイザーを選び、結び付けていくつもりです。状況が整いましたら、理念や組織の在り方やアドバイザーのリスト作成等について、改めてご相談させて戴きます。その折にはご指導・ご協力を宜しくお願いします。

令和5 (2023) 年1月1日

田舎弁護士 千 田 實

老人生活支援ネットワーク 賛同者・協力者の皆様へ

追伸 老人生活支援ネットワークの案内・チラシが必要な方は、みのる法律事務所にご一報下さい。何枚でもすぐ送ります。

後でも宜しいので、アドバイザーの適任者をご紹介戴ければ幸甚です。 この事務所便りをお読み下さっている皆様のお力で、育てて戴きたいので す。

老人生活支援ネットワークの愛称をお考え戴ければ幸甚です。全国に広まっても、誰にでも愛されそうな優しくて、親しみのある愛称を付けて下さい。